# 感染症対応マニュアル

## 1 平常時の感染対策

# 日頃の十分な健康管理が、異常の早期発見・早期治療・2次感染予防につながる!

## 児童生徒の健康管理



## (1)健康観察

- ・教育活動全体を通じて実施する。
- ・朝の健康観察は、施設外からの感染源の侵入を防ぐ重要な機会であることから、健康 観察簿で健康状態を確認する。

#### (2)情報の共有化

- ・健康観察での健康状態の情報により、個人 だけでなく、学校全体の状態を把握する。
- ・全職員で情報を共有し、感染症流行の早期発見・蔓延防止に役立てる。

#### (3) 保健調査

・感染症の既往歴や予防接種等、児童生徒の保健調査を行う。

## 職員の健康管理



#### (1) 自らの体調管理

・自分が学校に感染源を持ち込む可能性があることを十分認識し、日頃から体調管理に 努め、早めの受診・休養を心掛ける。

## (2) 既往歴等の把握

- ・自分の感染症の既往、予防接種歴等を把握 し、自分がどのような感染を媒介する可能 性があるか認識しておく。
- ・職員の予防接種については、自分を守ると ともに、児童を守ることを考え、積極的に 受けることが望ましい。

#### (3)健康診断の受診

・定期の健康診断は必ず受け、異常がないか を確認する。

## 周辺地域の感染症発生状況の把握

・地域の感染症発生状況を情報収集し、学校内で発生する可能性が高いか どうかを判断するとともに、学校における感染症発生予防対策を講じる。



## 2 基本的な対策(標準予防策)

## すべての人の血液・体液・排泄物等は「感染症のおそれがある」とみなして対応する!

# 手 洗 い



手首の上まで、石けんを泡立てて、 流水で洗浄する。30秒以上かけない と菌量を減らす効果は低いため、状況 に応じ、速乾性消毒薬を使用する。

## 咳エチケット



咳やくしゃみが出る場合は、マスクを着用する。マスクがない場合は、ハンカチやティッシュ、肘の内側で口を 覆い、飛沫が飛ばないようにする。

## 衛生管理



感染症が発生した場合、状況に応じて、机や椅子、ドアノブ、手すり等のアルコール消毒を行う。 (ノロウイルスの場合は、塩素系消毒剤)

#### 汚物処理

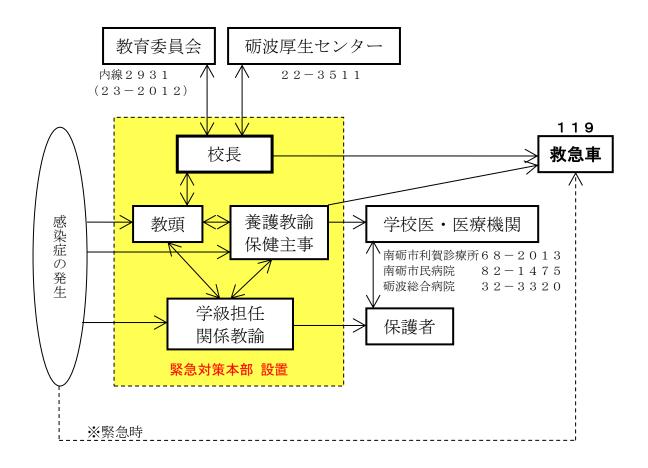


必ず手袋とマスクを着用し、処理中は窓を開け、十分に換気をする。処理後は、汚物や使用した手袋等をごみ袋に入れて密封し、燃えるごみに出す。処理後は、手洗い・消毒を必ず行う。

# 3 感染症発生時の対策

		養護教諭	担任	管理職
① アセスメント	情報収集	〇全校児童生徒の健康状態の把握・欠席者数、欠席理由・登校者の学級・学年別の健康状態・保健室の来室状況〇地域の状況把握・近隣校の状況・地域の状況(感染症情報システムの活用、厚生センター等からの情報)	O健康観察の徹底         ・児童の健康状態         ・欠席者数、欠席理由         ・登校者の健康状態         ・家庭との連絡	
	情報の整理	<ul><li>○情報を一覧表にまとめ、データ化する</li><li>・欠席者の氏名</li><li>・具体的な症状</li><li>・学年の児童生徒の状況</li></ul>		<ul><li>○発生状況の掌握</li><li>○教育委員会への報告</li></ul>
		<ul> <li>◆感染症対応会議の開催(校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・担任)</li> <li>○情報・データを基に対応策を検討         <ul> <li>・出席停止、臨時休業、授業の短縮</li> <li>・措置を実施しない場合は、欠席者や来室者の変化に注意しアセスメントを継続</li> <li>・症状がみられる児童生徒への対応</li> </ul> </li> <li>○学校医との連携         <ul> <li>・予防措置に対する指導・助言</li> </ul> </li> <li>○保護者への連絡方法         <ul> <li>・緊急メール、文書通知、連絡網</li> </ul> </li> </ul>		
	検討			
		◆教職員の共通理解(打合せ)と対応の実施		
②措置の実施		<ul><li>○関係機関と連携し、発生原因・感染経路の把握</li><li>○消毒を含む環境衛生管理</li><li>○緊急時の連絡体制の周知と徹底・緊急連絡先、連絡網、地域医療機関の種類と場所</li></ul>	○児童生徒への保健指導 ・登校者:集団指導、欠 席者:電話による指導 ・プライバシーに配慮 ○家庭への情報提供と保 健指導(通知・連絡)	○保護者への通知 ○教育委員会、厚生センターへの報告 ・臨時休業時は、電話報告、FAX報告を行う。 ○出席停止の指示 ○臨時休業届の提出 ○マスコミ対策
Image: Control of the		◆感染症対応会議の開催(校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・担任)		
③ 事		<ul><li>〇再度、措置する必要性の有無を検討</li><li>・解除か延長かを決定</li></ul>		
李後措置		○教育委員会への報告書提出 ○日本スポーツ振興センター手続き ・学校給食や課外活動等による食 中毒や感染症の発生時	○回復期の健康管理・保健 指導 ○心理的リハビリテーション(心的外傷、いじめ の予防)	<ul><li>○教育委員会への報告</li><li>○記録の整理・保管</li></ul>

## 4 校内対応組織図



- ※ 感染症発生時の場合には、「令和4年度学校保健・学校安全関係の手引き」に基づき、 適切に対応する。
  - ・第一種の感染症、結核、腸管出血性大腸菌感染症、食中毒(個別・集団)、集団感染 (疑い)の発生時は、学校医、南砺市教育委員会、砺波厚生センターに第一報(電話 報告)を入れる。
  - ・第二種(結核を除く)・第三種(腸管出血性大腸菌感染症を除く)の感染症発生時は、 南砺市教育委員会に初発報告(電話)をする。

# 学校において予防すべき感染症

○第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、

マールブルグ病ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、

重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(新型コロナウイルス感染症)及び新感染症

- ○第二種 インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- ○第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症